

一般社団法人栃木県冷凍空調工業会 冷凍空調設備部会

青年部委員会会則

(名称)

第 1 条 本会は、一般社団法人栃木県冷凍空調工業会 冷凍空調設備部会青年部委員会とする。

(目的)

第 2 条 本会は、一般社団法人栃木県冷凍空調工業会 冷凍空調設備部会の事業に協力すると共に、冷凍空調技術の向上・修練に努め、企業経営の健全な発展を図り、本会を通じて会員相互の親睦を深め、業界の発展に寄与することを目的とする。

(事務所の所在地)

第 3 条 一般社団法人栃木県冷凍空調工業会の事務所におく。

(会員資格)

第 4 条 一般社団法人栃木県冷凍空調工業会 冷凍空調設備部会の会員のおおむね50歳以下の経営者または会員会社の職員とする。

(入会・退会)

第 5 条 入会を希望する者は、入会申込書を代表に提出し、役員承認を受けなければならない。退会は、会員資格の年齢制限に達した場合と、諸事情により退会を希望する会員とし、退会届けを代表に提出し、承認を受けなければならない。

(役員)

第 6 条 本会に下記の役員を置く。
委員長1名、副委員長2名、幹事若干名。

(役員選出)

第 7 条 役員は、本会総会にてこれを選任する。役員任期は2年間とする。

(総会)

第 8 条 総会は、会員または役員の請求により、その都度開催する。
総会の決議は、会員の過半数でこれを定める。

(会費)

第 9 条 本部会の会費は、当分の間、本会では負担しないものとする。

(会計)

第 10 条 会計は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
本会の会計は、一般社団法人栃木県冷凍空調工業会 冷凍空調設備部会
本会計より支出する。

(相談役・顧問)

第 11 条 本会には、相談役・顧問を置くことが出来る。
役員会、代表の推薦にて委嘱する。

附則

この規約は総会に於いて改廃及び改正する。
この規約は、平成30年5月24日開催の平成30年度設備部会総会にて承認された。

(一社)栃木県冷凍空調工業会 冷凍空調設備部会

青年部 入会申込書

2018 年 5 月 24 日

一般社団法人栃木県冷凍空調工業会 冷凍空調設備部会
青年部代表 殿

この度、一般社団法人栃木県冷凍空調工業会 冷凍空調設備部会 青年部の目的、活動に賛同し、会員として入会を申し込みます。

| | | | | | | | |
|---------------|--|---|---------|---|---|---|---|
| ふりがな | | | 生年月日 | 年 | 月 | 日 | 歳 |
| 氏名 | | 印 | | | | | |
| 勤務先 部署 | | | | | | | |
| 勤務先住所 | | | | | | | |
| 勤務先電話 携帯電話 | | | 勤務先 FAX | | | | |
| Email | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |